

請求人及びその代理人に対し、令和8年4月30日、美郷町庁舎内監査委員室において、陳述及び証拠の提出の機会を設け、請求人から意見陳述書が提出された。なお、請求の趣旨の補足説明や新たな証拠提出はなく、また、意見陳述書は、監査委員への調査要望項目（質疑）が列記されたものであった。

3 監査対象の部局・課

町長部局・企画推進課

4 監査の方法

監査対象の課に、関係書類の提出を求めるとともに、関係職員及び関係者に対し事情聴取を行った。

第4 監査の結果

1 第2の2の「(1) 指定管理者の選定についての違法があること」「(2) 指定管理者の再指定の条例違反があること」「(3) 指定管理料の支払いによって潮温泉施設を維持することについて議論がない点に裁量権の逸脱があること」について

(1) 請求者は、これらに関し、次の主張をしている。

ア 石見ワイナリー株式会社が撤退する意向を示していたにも関わらず、それを引き留めるために町長が約3,770万円の指定管理料を支払うという密約を理由に、同社が再指定を申請した。それは美郷町潮温泉施設条例（以下「条例」）第5条ただし書「再指定を妨げない」に純粋に該当する場面とは到底言えない。

イ 本来であれば、同社が撤退の意向を示した令和7年8月以降、指定管理者を公募すべきであったのに、これを怠った美郷町長の判断は裁量権を逸脱した違法がある。

ウ 仮に、公募した結果、指定管理者の申請がなかった場合は、同社に再指定申請の再考を促したり、そのような事情や指定管理料の支払いについて議会に説明し、議論を経る必要があるが、そのような事実は認められないため、条例第6条第1項ただし書「ただし、特別な事情又は合理的な理由があると

認める場合はこの限りでない」にも該当しない。

エ これまでの令和3年3月1日から令和8年2月28日までの5年間は指定管理料を支払う必要などなく、約3,770万円もの指定管理料を支払ってまで、潮温泉施設を維持すべきかどうかについても、一切の議論がない点も裁量権の逸脱が認められる。

(2) 地方自治法（以下「法」）第242条第1項に定める住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員等について、「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるとき」との財務会計上の行為又は怠る行為に限られる。

(3) 請求人が主張する前記(1)に係る町執行部の行為は、法第242条第1項で定める財務会計上の行為又は怠る行為に該当せず、不適法な請求である。

(4) なお、監査の過程で、これらの経過等についても確認を行っており、それらについては、後述2のとおりである。

2 第2の2の「(4) 指定管理料が適切な金額であるか不明であり、支払いについて適切な議論があったとは言えず、町に多大な損害を及ぼしていること」について

(1) 請求者は、これに関し、次の主張をしている。

ア そもそも約3,770万円もの指定管理料が適切な金額かどうか不明である。

イ 同社の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の決算報告書は、ほぼ黒塗りであり具体的収支が全く分からない。また、同社の指定管理者事業報告書（管理期間令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）によっても、数字が黒塗りであるため詳細は不明であるが、約3,770万円もの指定管理料が発生するほどの赤字であるとは到底思われぬ。

ウ 本件指定管理料の支払いは、議会を経て決まってはいるものの、このよう

な情報では到底、適切な議論があったとは言えず、美郷町に多大な損害を及ぼす結果となっている。

(2) 請求の趣旨及び措置請求書記載の事項を踏まえると、この主張は、指定管理者に対し約3,770万円の指定管理料を支払うことは不当又は違法である、との趣旨と解する。

(3) これらについて、確認した内容は、次のとおりである。

ア 指定管理料については、施設の状況に応じて、また、人件費、原材料費、光熱水費等の上昇等も踏まえて、適正な設定をすることが求められている（令和6年4月1日総行経第9号 総務省自治行政局行政支援室長発出「指定管理者制度等の運用の留意事項について」）。

イ 県内他自治体では、コスト高騰により採算が見込めないこと等が理由で、指定管理者が撤退する、公募しても応募がない、施設の運営休止等の複数の事例が取り上げられ、自治体では指定管理料の上乗せ、コスト増分への措置等による指定管理者のつなぎ止め等の対応をしているといった、指定管理者制度で自治体が苦心している旨の新聞報道がされている。

ウ 同社による、令和3年3月1日から令和8年2月28日までの5年間の管理の期間においては、町から指定管理料の支払いは無かった。一方、その期間、両者の合意[REDACTED]により、同社は町に対し毎年[REDACTED]の納付金を支払っていた。

エ 同社からは町執行部に対し、令和7年8月下旬に指定管理者の継続について見直しの打診があり、以降、前記ウの期間終了後の管理継続や他の方策の検討の協議等が行われた。そして、同年10月上旬に、同社から町執行部に、それまでと同じ、指定管理料が無いという条件では継続困難との申し入れが行われている。

オ 同社が指定管理者の継続を辞退する意向を示した主な理由は「収支悪化」、つまり、採算が見込めないことであった。それには、コロナ禍による影響に加えて、近年の物価高騰等によるコスト増加といったことが大きく影響していた。特に、同施設は温泉施設を有しているため、光熱水費の高騰の影響は大きく、また、指定管理料が無いことも影響していた。

カ 潮温泉施設は、「町民の保養、健康増進等の福祉の向上に資するとともに、

町内外の交流を促進し、地域の活性化を図る拠点」(条例第1条)という設置目的を持った公の施設である。

キ 町執行部は、前記イのような指定管理者制度に係る厳しい状況を認識していた。また、潮温泉施設の指定管理者が不在となり運営休止となれば、町民サービスの停止や来町者・滞在者の減少、同社による雇用など、地域への悪影響は大きく、運営休止は避けるべき、と考えていた。

ク また、前記ウの同社の指定管理期間中の運営については、民間の旅行予約サイト(じゃらんnet・2025年11月15日時点)の口コミ評価によると、5点満点中4.9点と高く評価されており、町執行部においても同社の運営について、一定の評価をしていた。

ケ また、前記エの同社からの打診・申し入れを受けて、町執行部では、県内他自治体の類似施設の指定管理料に関して調査を行っている。

コ その調査によると、類似施設では指定管理料を支払っており、その算定は、施設の決算等に基に差額分(いわゆる赤字分)を指定管理料とする、コスト高騰等に対しては別途措置を行う等の方法がとられていた。

サ こうした調査結果を参考に、町執行部は検討を行い、潮温泉施設の決算等を確認して、運営に必要な指定管理料を算出し、それを支払う方向性をまとめた。なお、本件における算出方法は、確定している令和6年度の収支決算を基に、翌年度の指定管理料を決定する方法とした。

シ 指定管理の期間についても、暫定的なものとする事とし、その間に、その後の指定管理者の選定、手続き等を行う方向性をまとめた。

ス また、町執行部では、暫定的な指定管理という観点から、潮温泉施設に係る知識や情報、運営ノウハウを持つ同社を指定管理者とすることが適当である、と考えていた。

セ 町執行部は、前記サ及びシの方針のもと、同社とあらためて協議を行い、指定管理者を継続することで合意した。

ソ また、町執行部は町議会に対し、令和7年11月4日の全員協議会、同年11月21日の議員協議会、同年12月1日の全員協議会において、前記の指定管理者からの申入れや協議経過、施設の経営・利用状況、指定管理料の算定方法、暫定的な指定管理とすること、協議で継続合意したこと等につい

れることは一般的と考えられ、その決定には、幅広い裁量権が長に認められている。

ウ 指定管理料の算定について、町執行部が作成した町議会への説明資料を確認したところ、他団体の類似施設を参考とした方法がとられており、その方法により算定した指定管理料を予算計上していることを確認した。

それらは、指定管理者による運営又はその継続のために必要な条件整備として、長の幅広い裁量権の範囲にあり、不合理な点は見受けられない。

エ この点について補足すると、請求者の意見陳述書では「過年度の赤字補填を指定管理料とした理由は何か」との質問事項があるが、本件指定管理料は、過年度の赤字補填ではなく、令和8年3月1日から令和9年3月31日までの施設運営に必要なものとして算出し、予算化されており、不合理な点は見受けられない。

オ また、長は、潮温泉施設の指定管理者としての指定と、その指定管理料に係る予算について、議会の議決を得る必要がある。

本件では、前記（3）ソ及びタのとおり、議決の前に、町執行部から議会に対し、資料を提示して3回の説明、協議が行われ、当該予算が議決されている。

これらの指定管理料を支払うこと及び金額の決定に係るプロセスに、不合理な点は見受けられず、町議会の議決に至るまでの町執行部の手続きも適法に行われている。

カ 前記（3）ツの令和8年3月分の指定管理料の支払い及び令和8年度の指定管理料の支払い予定も、議会の議決を受けた予算により行われ、又は行われる予定のものであり、不合理な点は見受けられない。

キ 前記（1）イ及びウに関しては、公開資料の収支に関する事項に非開示があることは、情報公開制度に係る事項であり、その非開示があることを理由に、町執行部及び町議会における意思決定プロセスが適切さを欠いていること又は不当性若しくは違法性があることを認めることはできない。なお、この点について、不合理な点は見受けられないことは前記オのとおりである。

ク これらのことから、前記（1）に関する行為について、不当性又は違法性

は認められない。

第5 結論

以上を総合し、本件請求については、次のように決定する。

- 1 第4の1の請求（「(1) 指定管理者の選定についての違法があること」「(2) 指定管理者の再指定の条例違反があること」「(3) 指定管理料の支払いによって潮温泉施設を維持することについて議論がない点に裁量権の逸脱があること」) については、不適法な請求であると判断し、却下する。
- 2 第4の2の請求（「(4) 指定管理料が適切な金額であるか不明であり、支払いについて適切な議論があったとは言えず、町に多大な損害を及ぼしていること」) については、理由がないものと判断し、棄却する。